

# 岡村小学校いじめ防止基本方針

策定；平成26年3月31日

改定；平成31年3月15日

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行され、それを受けて、同年10月に「国のいじめの防止等のための基本的な方針」、同年12月には「横浜市いじめ防止基本方針」が策定された。また、平成29年10月には、「横浜市いじめ防止基本方針」がさらに改定がされた。

「岡村小学校いじめ防止基本方針」は、そうした経過・内容を参酌し、児童の実態や地域の実情を下に、いじめを生まない風土、いじめを許さない人間感覚、さらに、豊かな人間関係を育む学校を目指して策定するものである。さらに、その方針には、重大な問題が発生した場合を想定し、その問題の解決のために適切かつ迅速な対応ができるための方策を含むこととした。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（法で定められた定義であり、国と同一である。）

### (2) いじめを防止等に向けての基本理念

まず、大切なことは、いじめを生まない環境をつくることである。また、様々な教育活動を通して、児童により確かな人権感覚（知識や判断、行動も含む）を養うことである。つまり、「いじめの未然防止」のための方策を意図的・計画的に実施することである。

さらに、いじめの問題は、表に出にくい傾向がある。よって、「早期発見・早期対応」の方策（システムやマニュアル）を準備したい。その上で、問題が確認された場合には、児童や保護者との信頼関係を保ちつつ、関係機関とも連携を深めながら、その解決に臨みたい。つまり、「適切な対処・措置」のあり方を明らかにしておきたい。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長をリーダーとして教務会の業務に位置付け、必要に応じて当該学年教員や児童指導部教員を加える。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。よって、以下のような構成となる。

- 常置委員ー校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭、学年主任
- 緊急時に加える委員ー当該学年教員、児童指導部教員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、他。

### (2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階でも、直ちに開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、年間計画が適切に実施できるように調整するとともに、その企画・見直しを行う。また、学年研究会や職員会議等での児童理解や児童指導に関わる情報交換を推進し、いじめの未然防止やいじめ事案の早期発見に務める。さらに、重大事案が起こった場合には、その解決のために全教職員が組織的に調査や指導等が速やかにできるように、企画・調整・運営する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

- ア 学校風土づくり（相手を思いやる、互いに認め合う、互いに支え合う関係づくり）
  - ・ 児童が、保護者や地域の多くの皆さんとかかわる場面や活動を大切にする。例えば、読み聞かせボランティア、防犯パトロール、地域交流クラブ活動、地域夏祭り参加、長野県・池田町交流事業への参加など。
- イ 授業改善（分かる授業、活躍できる授業、学び合える授業、創造心を揺さぶる授業）
  - ・ 体験する場、考える場、伝え合う場等を大切にする。例えば、地域の「ひと・もの・こと」を材とする学習、少人数による学習、複数の教師による学習、ICTを活用する学習など。
- ウ 適切な人間関係の確立（認め合い、助け合う集団づくり）
  - ・ 友だちとかかわる活動を大切にする。例えば、なかよし班活動（全校縦割り活動）、社会的スキル横浜プログラムを活用した学習、学級会など話し合い活動（振り返りを含む）、道徳の時間など。
- エ 自己有用感の醸成（自分に自信をもつ、人の役に立った感覚）
  - ・ 認められているという思いを抱く活動や場面を大切にする。例えば、児童の多様な願いを活かすクラブや委員会の設置及び活動の充実、振り返りカードの活用など。
- オ 3、4組（個別支援学級）の子どもたちの安心・安全
  - ・ 特に、当該学級の児童が、安全・安心に学校生活を楽しむことができる学校環境をつくるために、交流学習のあり方等を工夫する。例えば、年度当初に一般学級の子児童に、交流の目的や当該児童への接し方などを指導するなど。

### (2) いじめの早期発見

- ア いじめを見逃さないための体制強化
  - ・ YP アセスメントシートの活用や生活意識調査を年間を通して継続的に実施し、いじめを発見する機会とする。
  - ・ 学年研究会を週1回以上実施し、児童理解・児童指導をテーマに学年内で情報交換に努める。
  - ・ 保護者との個人面談を年2回実施し、いじめを発見する機会とする。
- イ 教育相談体制の充実
  - ・ スクールカウンセラーの訪問日を保護者に周知し、いじめを始めとする悩みを相談できる機会とする。
  - ・ 児童支援専任教諭や養護教諭も、児童並びに保護者の相談窓口であることを広報する。

### (3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報共有と組織的対応等を検討する。

#### ア 関係者への指導・支援

- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援に努める。

#### イ 関係機関との連携強化

- ・市教育委員会や医療機関等の関連機関との連絡・報告を密に行い、適切かつ迅速、組織的な対応を図る。

### (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ア 期間

- ・いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること。

#### イ 被害児童の状態

- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じてないこと（本人及び保護者に面談等により確認する。）

### (5) 教職員等への研修

#### ア 教職員の資質の向上

- ・南部療育センターや市教育委員会・特別支援教育課等との連携を図り、児童一人ひとりの課題やそれに寄り添う方策等について、教職員が学ぶ機会を積極的に設定する。

### (6) 学校運営協議会等の活用

教育懇話会や学校説明会等の機会を活用して、いじめの問題など学校の課題を説明し、地域ぐるみで解決していく意識の向上や見守りの体制の強化を推進する。

### (7) 取組の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ（学年研究会や職員会議で、いじめ防止基本方針について共通理解を図るとともに児童の情報共有を行う。（管理職への報・連・相の徹底）</li><li>・いじめの定義・児童理解研修</li><li>・学級や学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。社会的スキル横浜プログラムを活用する。（学級指導や『横浜の時間』など）</li><li>・家庭訪問</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「岡村小学校いじめ防止基本方針」を学校HP等で公表する。また、保護者用プリントを家庭数で配布する。</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・岡村オリンピックやなかよし班活動を通して、人間関係づくりに取り組む。（道徳の時間や特別活動・学級指導での振り返りを行う。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校説明会で「岡村小学校いじめ防止基本方針」を説明する。</li><li>・専門家の授業視察を基に児童指導</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜子ども会議の課題に合わせて、代表委員会で岡村小のテーマや学年・学級づくりの課題解決の方策等を検討する。</li> <li>各学校或いは中学校ブロックで「横浜子ども会議」実施。</li> </ul>	のポイントなどを学ぶ。
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Y-P アセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。</li> <li>生活アンケート実施</li> <li>学級でふわふわ言葉づくり等に取り組む。</li> <li>朝のあいさつ運動を行う。おもいやり委員会（児童会活動）が担当する。但し、年間を通して各学年・学級の輪番で実施する。</li> <li>中学校ブロック定例会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育懇話会を開催し、委員に基本方針等を報告する。</li> <li>地域清掃活動に参加する。（あいさつ運動を地域に広げる。）</li> <li>学・家・地連で年間計画の確認をする。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校ブロック「横浜子ども会議」で、ブロックでの取組や区交流会発表などについて話し合う。</li> <li>校外学習や宿泊体験学習等を通して、人間関係づくりに取り組む。（『横浜の時間』等に「道徳の時間」位置付け、振り返り等を行う。）</li> <li>保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育等の教職員研修を実施する。</li> <li>地域夏祭りに参加する。</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 7月の面談でいじめ等の問題が確認できた場合には、臨時のいじめ防止対策委員会を開き、必要に応じて専門家も加えて、調査・指導を行う。</li> <li>いじめ防止等の教職員研修を実施する。</li> <li>区交流会「横浜子ども会議」実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県・池田町との交流事業に参加する。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「横浜子ども会議」（区）で話し合われたことを児童朝会等で報告する。次に各学級の課題や取組について話し合う機会をつくる。</li> <li>学習・生活振り返りカード（自己評価）を行い、子どもの問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。</li> <li>教育相談②</li> </ul>	※ 朝会（講話）、児童朝会を人間関係づくりをテーマに年間複数回、意図的に企画する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>全校遠足やなかよし給食などのなかよし班活動を通して、人間関係づくりに取り組む。（目的確認や振り返りを丁寧に行う。）</li> <li>地域公開授業週間に、人間関係づくりのための「道徳の時間」や学級会などを授業公開する。</li> <li>中学校ブロック定例会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育懇話会で、いじめ予防対策委員会の取組等を報告する。</li> <li>地域清掃活動に参加する。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Y-P アセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。学年研究会等で情報共有を図る。</li> <li>生活アンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家の授業視察を基に指導のポイントなどを学ぶ。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止月間</li> <li>わくわくフェスティバルの活動を通して、人間関係づくりに取り組む。（『横浜の時間』等に「道徳の時間」位置付け、振り返り等を行う。）</li> <li>人権週間（朝会も含む）を児童会活動として企画・運営する。</li> <li>保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等の教職員研修を実施する。</li> <li>横浜市では、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜子ども会議の宣言に対する岡村小学校の取組などを児童朝会等で発表し合う。</li> <li>携帯電話教室等を通して、インターネットによるいじめ等の問題及びそれへの対応を学習する機会を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員自身の振り返りを行い、全体で共通理解を図る。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保小、あるいは小中の交流などを通して、人間関係づくりに取り組む。（『横浜の時間』等に「道徳の時間」位置付け、振り返り等を行う。）</li> <li>各学校或いは中学校ブロックで、横浜子ども会議で決めた取組について振り返り、見直しをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育懇話会で、一年間の成果と課題等を報告する。</li> <li>敬老会の方に昔遊びを習う。</li> <li>学・家・地連で年間計画の報告をする。</li> </ul>

3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習・生活振り返りカード（自己評価）を行い、児童の問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。</li> <li>・ 年間の振り返り、新年度への引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の祭りに参加する。</li> <li>・ いじめ防止基本方針の見直しを行う。</li> <li>・ 学校説明会で一年間の成果と課題等を報告する。</li> </ul>
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止対策委員会」（月1回以上及び随時）</li> </ul>	

## 4 重大事態への対処

### （１） 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### （２） 発生の報告

※重大事態と思われる案件が発生した場合は、被害児童や通報した児童の安全を確保するとともに、加害児童による再発防止体制を整え、直ちに市教育委員会に報告し、対処について指導・助言を受け、それに従って迅速かつ慎重に対処する。問題の重大さを国や市の方針と照らし、警察への通報も検討する。

「※」一児童が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、などが想定される。

いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに再発防止も視点においた調査を実施する。但し、調査を実施する前に、その内容、対象、担当等を市教育委員会に報告し、指示を受ける。

市教育委員会の指示の下、出席停止を通知する場合もある。また、被害児童や保護者、加害児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や今後の指導手続き、関係機関のサポートなどを継続的に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ防止対策については、少なくとも年1回は点検を行い、必要があると認められる際には、組織や取組等の見直しを行う。その後、学校基本方針を改定し、改めて公表する。